

医科点数表第 2 表第 1 0 部手術の通則の 5 及び 6
（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む）に掲げる手術に係る施設基準
（2024年1月～12月実績）

区分	記号	区 分 名	症例数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	60
	イ	黄斑下手術等	77
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	143
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	712
2	ア	靱帯断裂形成手術等	123
	イ	水頭症手術等	100
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
	エ	尿道形成手術等	2
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	128
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	44
3	ア	上顎骨形成術等	6
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	22
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1
	エ	母指化手術等	1
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	8
	キ	同種死体腎移植術等	0
4			1,029
分 類 の さ 他 れ の 区 分 手 術 に		人工関節置換術	353
		乳児外科施設基準対象手術	0
		ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	100
		冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	174
		経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	413